



埼玉県マスコット
「コバトン」と「さいたまっち」

令和6年度

埼玉県学校薬剤師研修会

期 日：令和6年9月8日（日）
（Zoomによるオンライン開催）

主催：埼玉県教育委員会

共催：一般社団法人埼玉県薬剤師会

埼玉県学校保健会

令和6年度 埼玉県学校薬剤師研修会開催要項

1 趣 旨

学校薬剤師の職務に関する知識及び技術の向上を図り、専門性を生かした指導を一層推進するため、必要な研修を行い、もって学校保健の推進に資する。

2 主 催

埼玉県教育委員会

3 共 催

一般社団法人埼玉県薬剤師会
埼玉県学校保健会

4 日時及び開催方法

令和6年9月8日（日）午後2時から午後4時15分
Z o o mによるオンライン開催（サイトオープン 午後1時40分）

5 対象者

県内公立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の学校薬剤師
薬物乱用防止指導員（埼玉県知事委嘱）等

6 受付人数（定員） 450名

7 内 容

（1）行政説明 薬務課、保健体育課

（2）実践発表1 「学校薬剤師による薬物乱用防止教室の実践」

はぎわら薬局 管理薬剤師

深谷市立南中学校 学校薬剤師 萩原 公紀

実践発表2 「外部講師と連携した薬物乱用防止教室の進め方

—本校保健委員と横浜薬科大学学生とのコラボ企画—」

埼玉県立浦和高等学校 養護教諭 山崎 章子

（3）講演 【演題】 青少年の課題対処能力を高める

喫煙，飲酒，薬物乱用防止教育

【講師】 京都女子大学 教授 西岡 伸紀 氏

（4）質疑

8 日 程

13:40 14:00 14:10 14:30 15:00 16:00 16:10 16:15

サイトオープン	開会	行政説明	実践発表	講 演	質疑	閉会
---------	----	------	------	-----	----	----

別添1

【注意事項】研修単位について

本研修会は研修認定薬剤師制度 1 単位を申請予定です。受講者の出欠の確認は、研修会当日の記録（受講ログ）をもって行います。当日の Zoom の表示名および Zoom への入室、提出の時間を基に受講確認を行いますので、単位を希望する方は、下記事項に注意いただきますようお願いいたします。

- 1、Zoom の登録名および研修会出席時の表示名は、姓名をお間違えの無いようにお願いいたします。
- 2、いかなる理由であっても遅刻、途中退室のあった方は、単位の交付は行われませんのでご注意ください。
- 3、安定したネットワーク環境での受講を推奨いたします。ネットワーク環境の不良による、遅刻、途中退室等された方についても、単位の交付は行われません。
- 4、上記 1～3、もしくはその他の理由で、研修会開始から終了までの受講が確認できない場合はシステム上単位の交付は行われません。

問い合わせ：

埼玉県薬剤師会 事務局

担当 業務課 白田・境

TEL 048-827-0060

1 行政説明（1）

埼玉県教育局の取組

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

指導主事 龍野 雅美



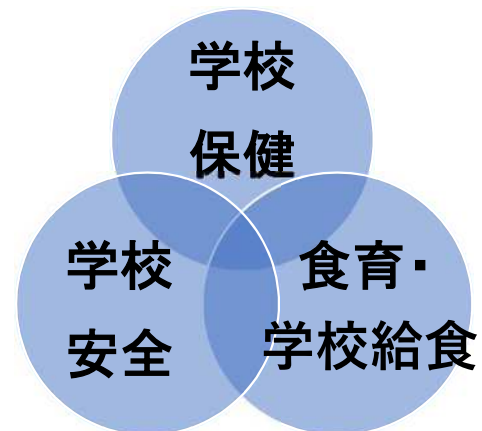
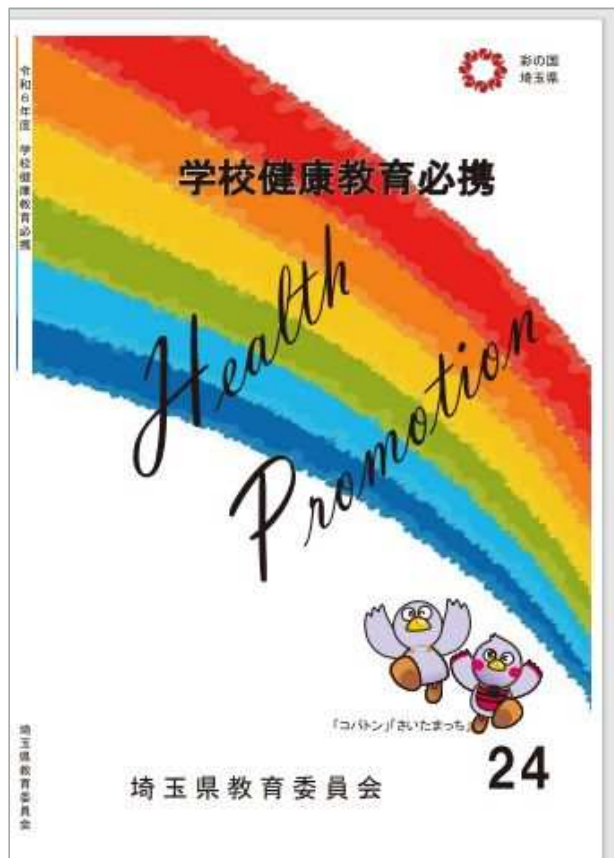
埼玉県マスコット
「コバトン」

令和6年度
埼玉県学校薬剤師者研修会

行政説明(1)
埼玉県教育局の取組

埼玉県教育局県立学校部保健体育課

1 学校保健活動の充実

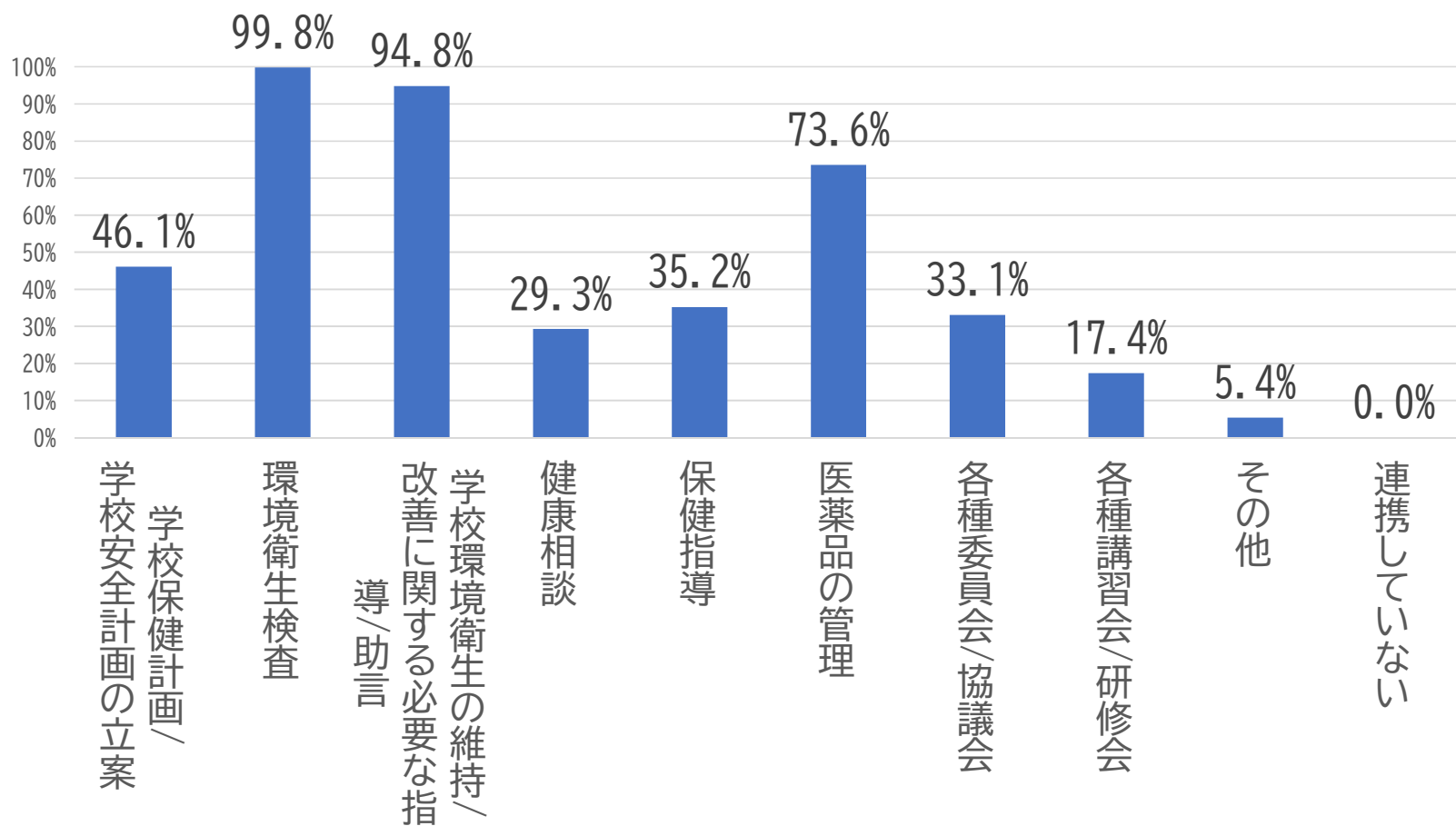


<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kennkoukyouikuhikkei.html>

学校保健安全法施行規則 第24条

- 一 学校保健計画及び学校安全計画の立案に参加すること。
- 二 第一条の環境衛生検査に従事すること。
- 三 学校の環境衛生の維持及び改善に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- 四 法第八条の健康相談に従事すること。
- 五 法第九条の保健指導に従事すること。
- 六 学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。
- 七 前各号に掲げるもののほか、必要に応じ、学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術及び指導に従事すること。

学校薬剤師との連携



学校保健計画

(1) 法的根拠・目的

【学校保健安全法 第5条】

学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

○保健主事の役割

- ①学校保健と学校全体の活動に関する調整
- ②**学校保健計画の作成**
- ③学校保健に関する組織活動の推進

保健主事と連携した学校保健計画の立案・評価・改善

- ・学校及び児童生徒の実態や健康課題の把握
- ・環境衛生検査の実施状況、事後措置
- ・学校保健委員会や各種行事(薬物乱用防止教育研修会)の実施状況
- ・校内巡視等による危険個所の確認、衛生状態の確認
- ・改築、改修等に関する計画やその実施状況

学校環境衛生基準の一部改正

令和2年12月15日付け2文科初第1345号「学校環境衛生基準の一部改正について(通知)」

令和3年4月1日

1)キシレンの基準値

870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)から200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)に見直し

改正に係る留意事項

- ・接着剤や塗料の溶剤及び希釈剤として用いられる揮発性有機化合物の一つ
- ・状況によってシックハウス症候群の発生要因になるとされている。
- ・学校においては、机、いす、棚などの備品、学習に関わる塗料、油性ペン、接着剤、ホワイトボードマーカー、床ワックスなどから放散される可能性がある。
- ・この度、キシレンの基準値が改正されたことから、定期検査を省略している場合は新たな基準値を満たしているか確認すること。
- ・なお、基準値を超えた場合は、学校薬剤師等の協力のもと、換気の励行等とともに、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を抑制する等適切な措置を講ずること。

学校環境衛生基準の一部改正

令和4年3月31日付け3文科初第2662号「学校環境衛生基準の一部改正について(通知)」

令和4年4月1日

1) 温度の基準

下限を17℃から18℃に見直し

2) 一酸化炭素の基準

下限を10ppmから6ppmに見直し

健康相談・保健指導

(1) 法的根拠・目的

【学校保健安全法 第8条（健康相談）】

学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

【学校保健安全法 第9条（保健指導）】

養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者に対して必要な助言を行うものとする。

養護教諭等を中心に連携し、児童生徒の健康課題について、
専門的立場から個別・集団に対し相談や指導を行う

- ・対象者の把握（保健指導の必要性の判断）
- ・健康課題の把握、保健指導の目標の設定
- ・指導方針、指導計画の作成と役割分担
- ・実施、評価

（参考）

教職員のための子供の健康相談及び
保家指導の手引き－令和3年度改訂－

県立学校におけるシックスクール問題対応マニュアル



(目次)

- 1 学校における化学物質による健康被害
- 2 対応方針
- 3 健康被害の発生の予防等
- 4 健康被害が発生した(と疑われる)場合の対応
- 5 いわゆる「化学物質過敏症」への対応
- 6 Q&A
- 7 参考資料・参考通知

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/230687/sickschool_r5.pdf

県立学校のシックスクール問題対応マニュアル



様式2 健康相談チェックシート

◆児童生徒

日時	年 月 日 () 時 分
氏名	年 組 番 年 月 日生
場所・活動	

◆症状

<input type="checkbox"/> 目の症状：かゆみ、あつみ、チウチウ	症状：軽 / 中 / 重
<input type="checkbox"/> 鼻の症状：鼻がつえる、鼻水、ムズムズ	症状：軽 / 中 / 重
<input type="checkbox"/> 咽喉の症状：声がかすれる、乾燥する、咳、呼吸困難	症状：軽 / 中 / 重
<input type="checkbox"/> 皮膚の症状：乾燥する、赤くなる、かさつく、かゆい 部位：	症状：軽 / 中 / 重
<input type="checkbox"/> 全身の症状：頭痛、易疲労感、だるい、集中力欠如、不快感、吐き気、嘔吐	症状：軽 / 中 / 重

◆既往症

アレルギー：無・有

化学物質への過敏な反応：無・有

学校又は教室以外での発症

◆処置・対応

経過（経過）

対応 保護者への連絡 医療機関への受診

◆室内環境

冷暖房設備	
換気設備	
換気状態	
使用していた物品・薬品	
衛生状況	
その他	<input type="checkbox"/> 工事等 <input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 新たな物品等の搬入 <input type="checkbox"/> 環境衛生検査の状況 - 不適合項目：無・有 <input type="checkbox"/> 他の体調不具合：無・有

◆学校周辺の状況

工事 農薬散布 光化学スモッグ等の発生 野焼きや落ち葉焚き

その他

パワーポイント形式でダウンロード可
https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kenritsu_sickschool.html

ICT活用の推進に伴う健康課題への対応



https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afeldfile/2018/08/14/1408183_5.pdf

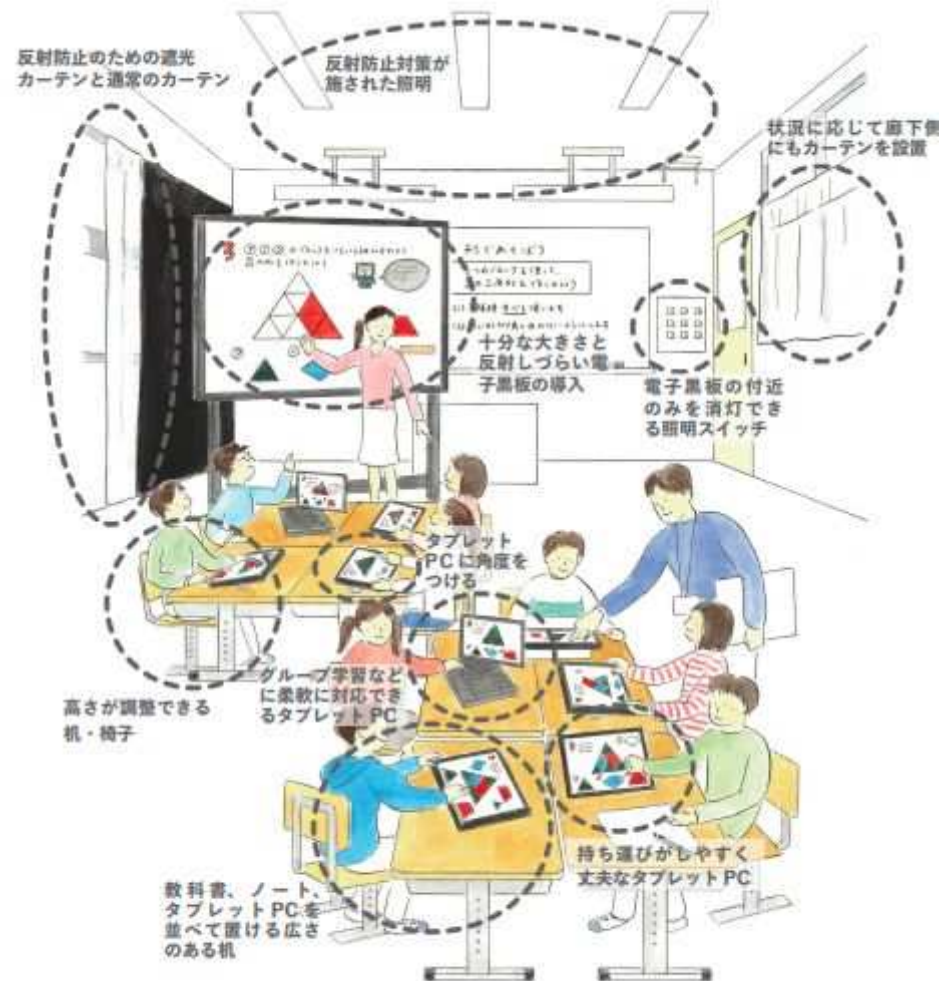


図 11 学習環境の充実を図るための留意点

ICT活用の推進に伴う健康課題への対応



(例)

○平日の1日当たりのインターネットの利用時間が長くなると、友人等とのコミュニケーションのための利用時間が男女ともに長くなる傾向が認められた。特に女子でその傾向が顕著であった。

○男女ともに約8割の生徒がインターネットの利用により、「学校の成績や学業へ支障をきたしたことがある」または「睡眠時間が短くなることもある」と回答していた。

○男子はゲームアプリでのお金の使い過ぎ、親に話しにくいサイト(アダルトサイト、犯罪行為やその方法を掲載しているサイト等)の閲覧経験のある生徒が多かった。

○ダイエットおよびモデルのような体形への願望等について肯定的に考えている生徒では、情報の入手先として「インターネット」の割合が高く、特に女子の方が高かった。

○知り合っ**てすぐの相手と性行動**をすることについて「構わない」と「どちらかと言えば気にならない」と肯定的な回答をした生徒は、**性に関する情報の入手先として「インターネット」**の割合が高かった。

メディアリテラシーと健康行動に関する調査委員会報告書
＜令和3年3月発行＞(公益財団法人日本学校保健会)
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/247>

薬物乱用防止教育の推進

(1)
学校における
薬物乱用防止教育の
充実



(2)
学校・家庭・地域が
連携した
取組の推進



薬物乱用防止教育の推進

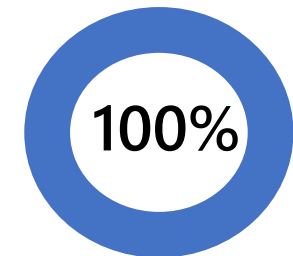
R6年4月2日付け【教保体第18号】
薬物乱用防止教育の推進について

R6年4月9日付け【教保体第105号】
薬物乱用防止教室等における薬物乱用防止指導員の活用について

R6年4月12日付け【教保体第113号】
令和6年度薬物乱用防止教室の開催について

- ・薬物乱用防止教室は、**学校保健計画に位置付け、年1回以上、開催**する。
- ・薬物乱用防止教室において、**大麻や危険ドラッグの危険性**について触れ、実態に応じて、**医薬品の過量服薬の害**などについても指導する。
- ・教職員、生徒だけでなく、**保護者や地域住民に参加を求めて開催**する。
- ・日時や場所だけでなく、**学校がこのような取組を行う理由を周知**するなどして薬物乱用防止教室を実施する意義について理解を得る。
- ・学校薬剤師、警察職員、保健所職員、薬物乱用防止指導員等の**外部講師**の協力を得て、最新の情報収集に努める。

Q 薬物乱用防止教室を実施しましたか？



薬物乱用防止教育の推進



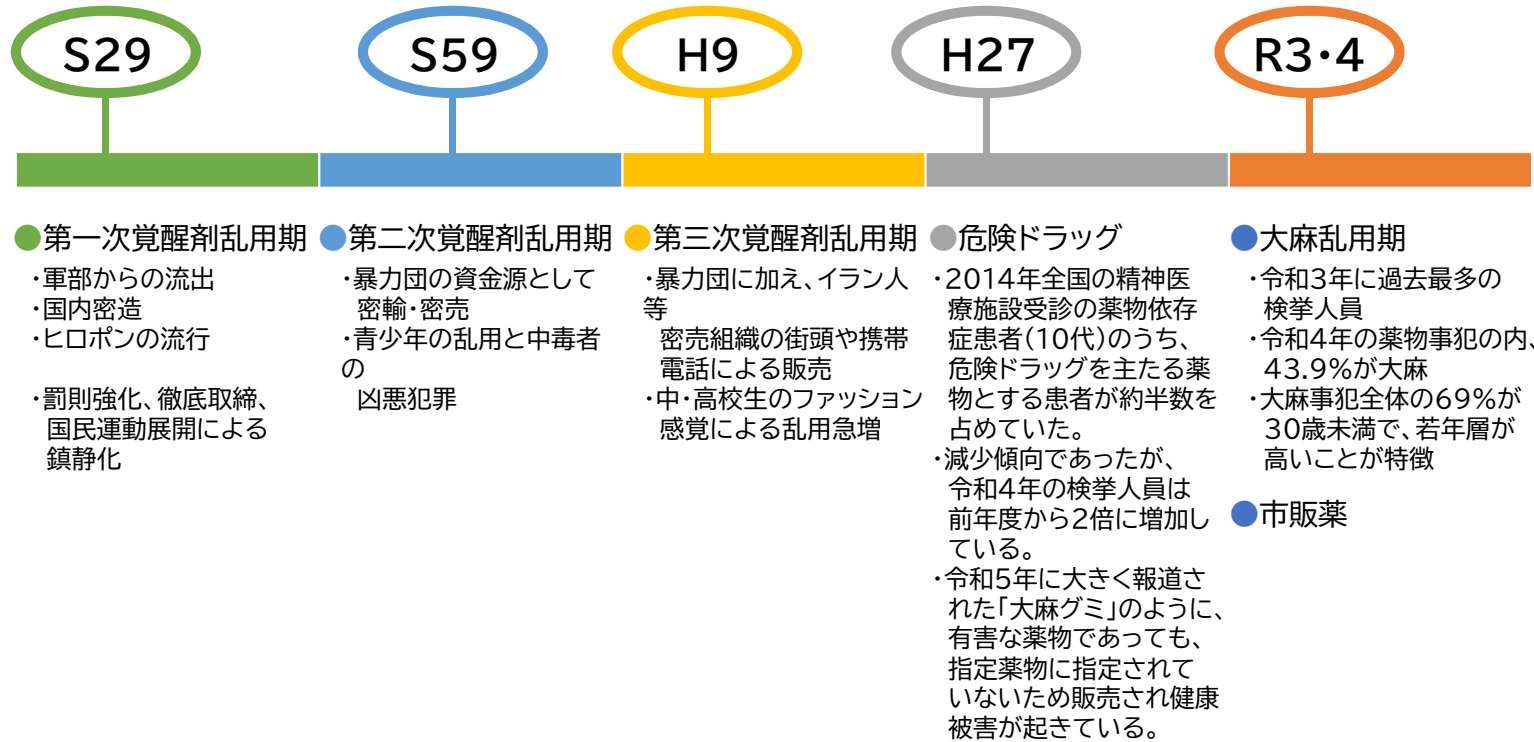
R6年4月9日付け【保健体育課・事務連絡】
「個人輸入・指定薬物等適正化対策事業(あやしいヤクブツ
連絡ネット)」に係る広報啓発資材の活用について



R6年4月9日付け【保健体育課・事務連絡】
令和6年度不正大麻・けし撲滅運動の実施について

令和6年度第一回埼玉県教育局学校保健説明会

(1)学校における薬物乱用防止教育の充実 大麻危険ドラッグをはじめとする最新の情報による指導



(参考)薬物乱用防止教室マニュアルー令和5年度改訂ー(公益財団法人 日本学校保健会)

(1)学校における薬物乱用防止教育の充実 大麻危険ドラッグをはじめとする最新の情報による指導

○ノンアルコール飲料とは、アルコール度数0.00%で、味わいが酒類に類似しており、

20歳以上の成人の飲用を想定・推奨しているものとする。

3 ノンアルコール飲料の容器の表示等

(1) 製品に **20歳以上を対象としている旨を表示**する。

(2) 既存のアルコール飲料と同一のブランド名及び誤認を招くような類似する意匠は使用しない。

4 その他

酒類については小売業者に対する販売管理研修において**区分陳列及び年齢確認**の上、消費者に販売するよう指導されていることに鑑み、**ノンアルコール飲料についても同様に対応**するものとする。



参考)酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準(厚生労働省)

(1)学校における薬物乱用防止教育の充実 大麻危険ドラッグをはじめとする最新の情報による指導

- エナジードリンクとは、カフェインやアルギニンなどの成分が通常よりも多く含まれた清涼飲料水
- その興奮作用により活力がでるような印象を持たせたもので、「保健機能食品」ではない。
- サプリメントなどは1日の摂取目安量などの記載があるものもあるが、エナジードリンクにはない。

- ・16歳の健康な男子がカフェイン飲料を一気に飲み過ぎたことで死亡する事件があった。
- ・2017年(一社)全国清涼飲料連合会 カフェイン過剰摂取に対する注意文書
「カフェインを含む飲料水、医薬品などを同時期に飲用した場合、過剰摂取となる可能性があります。
特にカフェイン含有医薬品と同時期に飲用しないでください。」
- ・ドーピングにおいては、カフェインは禁止薬物にはなっていないものの、スポーツにおける乱用のパターンを把握するために監視することを望むものの一つとしてされており、使用状況によっては、今後禁止薬物となる可能性も指摘されている。



参考)カフェインの過剰摂取について(農林水産省)、食品に含まれるカフェインの過剰摂取について(消費者庁)

(1)学校における薬物乱用防止教育の充実 自尊心を高める指導の工夫

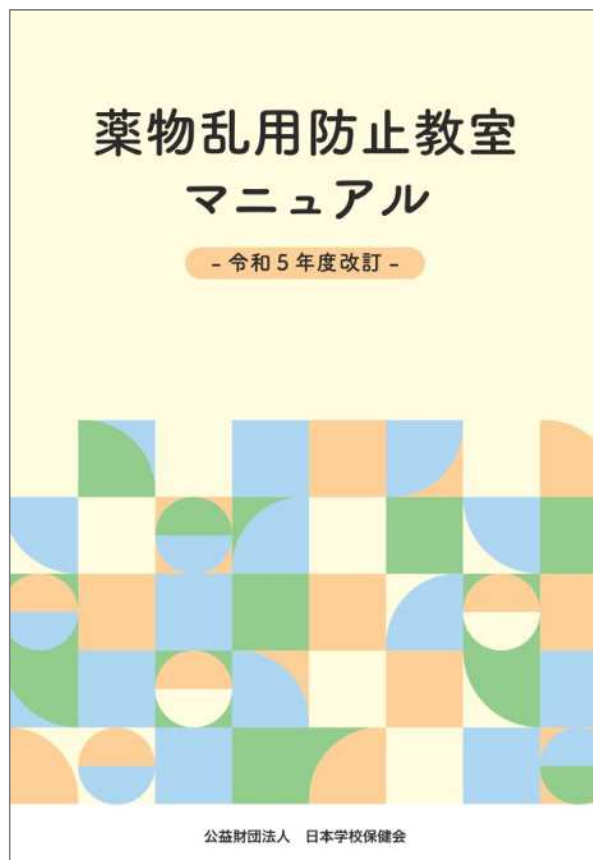


薬物問題を抱えた青少年(高校生)の特徴

- ①学校生活で孤立状態にある
- ②家庭生活において保護者と
十分なコミュニケーションがとれていない
- ③乱用されるものが身近な状態にある

(1) 学校における薬物乱用防止教育の充実
参考資料

薬物乱用防止教室マニュアル
(令和5年度 改訂)
公益財団 日本学校保健会



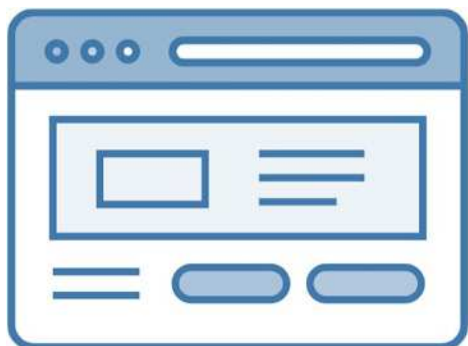
(1) 学校における薬物乱用防止教育の充実 参考資料



(2)学校・家庭・地域が連携した取組の推進
薬物乱用防止教室等への保護者・地域住民の参加依頼100%
保護者の参加と地域との連携

薬物乱用防止教室を開催しました！

だけではなく…



①薬物乱用防止教育の必要性
…薬物乱用に関する実態など

②学んだこと
…薬物乱用防止教室の内容
多様な薬物、医薬品の扱い方

③家庭や地域との連携の必要性
…身近な対策、犯罪対策、相談窓口

(2)学校・家庭・地域が連携した取組の推進 専門性を有する外部講師や啓発教材の活用

薬物乱用防止教室で依頼した講師の職種は、次のうちどれですか？(複数可)(%)

	小	中	全日	定時	特
警察職員	57.3	48.3	33.3	23.1	21.2
学校薬剤師等 薬剤師	26.3	18.4	8.9	19.2	7.7
大学教員等	0.4	1.4	14.1	15.4	1.9
薬物乱用防止教室に 造詣が深い指導的な教員 (自校教員)	3.5	5.6	8.9	7.7	36.5

令和5年度学校健康教育実践状況調査(埼玉県教育委員会)

- ・発達段階や児童生徒の実態に応じて、薬物乱用防止教室で扱う内容や講師を選定
- ・外部講師に依頼する際は、薬物乱用防止教室のねらいや児童生徒の実態などについて共有するなど、十分な打ち合わせを行うこと

(2)学校・家庭・地域が連携した取組の推進

学校保健委員会や保護者会を活用した啓発



学校保健委員会とは・・・

学校における健康問題を
協議し、
家庭や地域社会と連携した
健康づくりを推進する。

関係機関及び関係団体における薬物乱用対策の取組み (令和5年度 薬物乱用対策実施結果)

関係機関及び 関係団体	事業・取組名	事業・取組の概要・実施結果等
薬物乱用防止指導員連合協議会	薬物乱用防止教室等の講師活動	県保健所と連携し小・中・高等学校等における薬物乱用防止教室等の講師として活動し、児童生徒等に対する薬物乱用防止の啓発を行っている。 埼玉県薬物乱用防止指導員：401名（令和4年4月1日現在）
城西大学薬学部	地域における薬物乱用防止教育	近隣の高等学校からの依頼を受け、薬物乱用防止のための模擬授業を行うことで、児童生徒や保護者等に薬物に関する正しい知識を啓発するとともに規範意識の向上に努めている。
さいたま保護観察所	地区保護司会による地域における薬物乱用防止教育等の実施	各地区保護司会による薬物乱用防止教育及び啓発活動については、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した上で、各地区において可能な範囲で実施された。
さいたま少年鑑別所 (さいたま法務少年支援センター 非行防止相談室ひいらぎ)	児童生徒に対する薬物乱用防止教室及び関係機関における研修会等への協力	中学校及び高等学校における薬物乱用防止教室に職員を派遣し、薬物非行をした少年の心理や矯正教育の内容について講義を行った。
関東信越厚生局 麻薬取締部	薬物乱用防止教室等への講師派遣	学校、地域団体が開催する薬物乱用防止教室、研修会、講演等に麻薬取締官を講師として派遣し、啓発活動を実施する。
公益財団法人埼玉県 暴力追放・薬物乱用防止センタ ー	薬物乱用防止に関する研修会での講演	地域・職場における研修会等において、地域社会における薬物乱用防止の講演等を行い、参加者への薬物乱用防止の意識高揚を図る。

(参考)令和5年度埼玉県薬物乱用対策推進会議 資料4

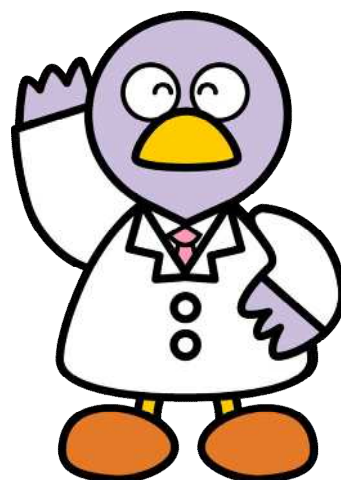
1 行政説明（2）

薬物乱用に関する埼玉県の実況と取組

講 師

埼玉県保健医療部薬務課薬物対策・献血担当

技師 龍野 真人



埼玉県マスコット
「コバトン」



埼玉県の薬物乱用対策について

令和6年度 埼玉県学校薬剤師研修会



「コバトン」

令和6年9月8日(日)
埼玉県保健医療部薬務課
薬物対策・献血担当

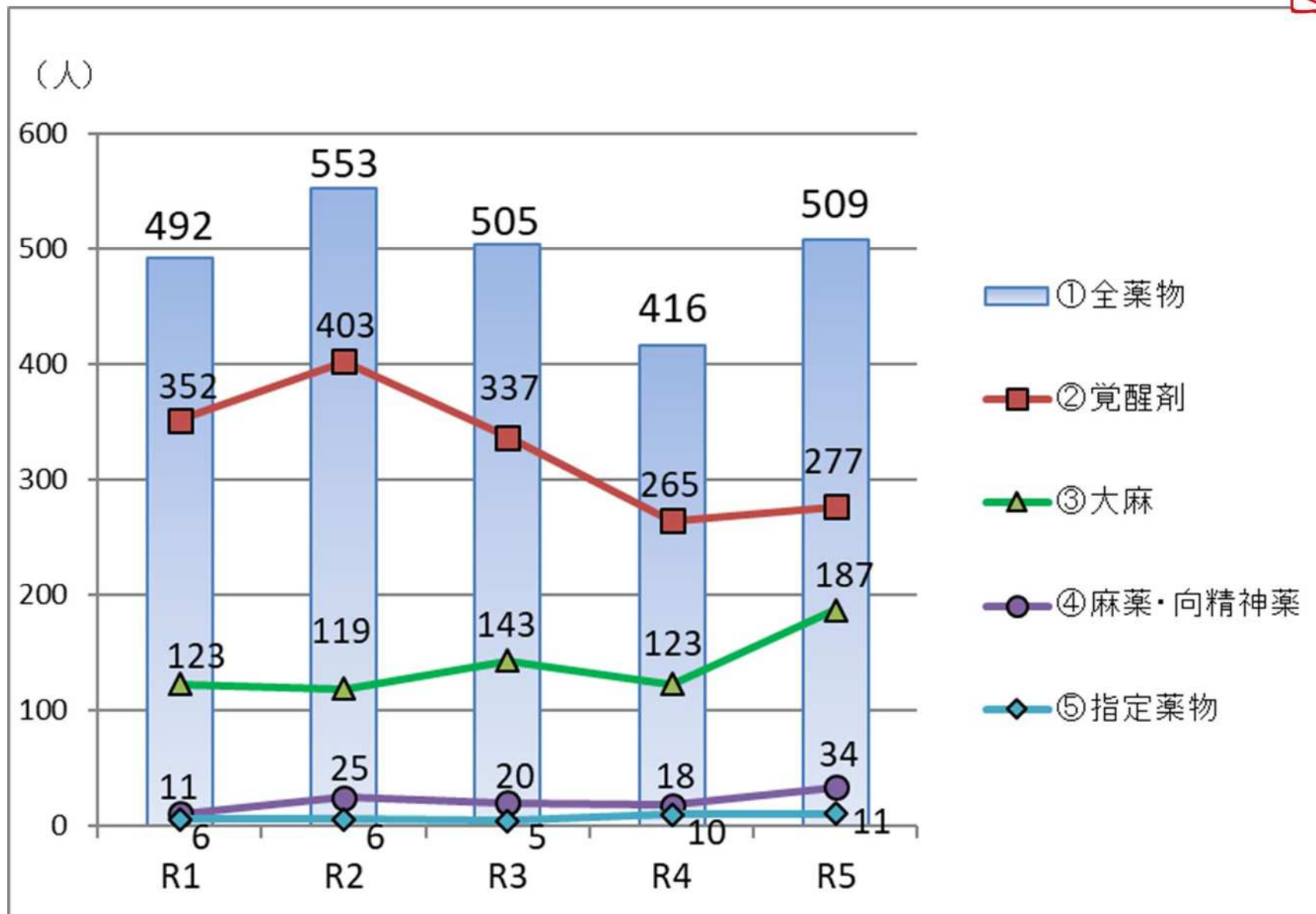


「さいたまっち」



埼玉県内の 薬物事犯の現状

埼玉県内の薬物別検挙者数の推移

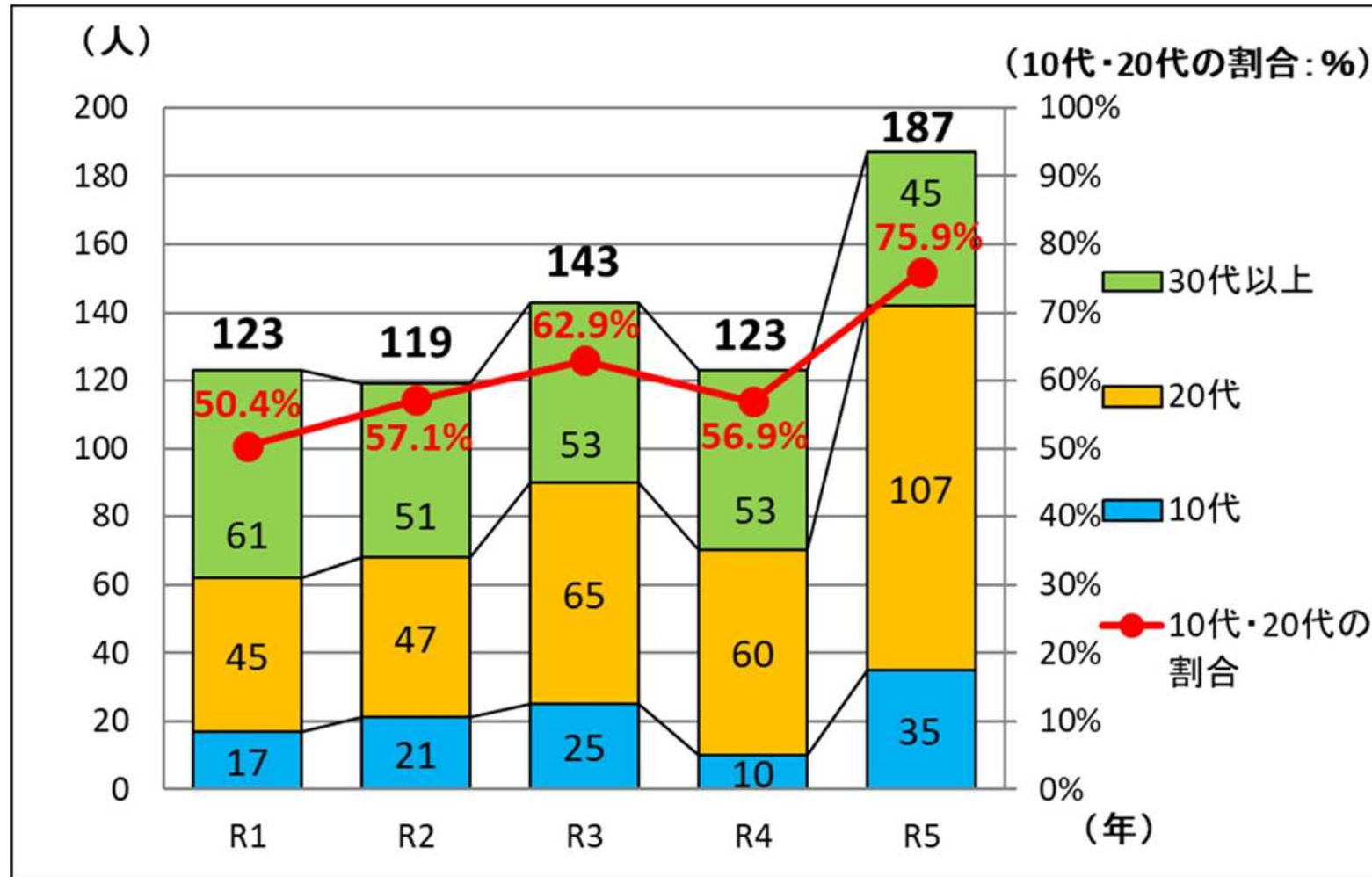


(出典:埼玉県警(薬務課で一部加工))

埼玉県内の大麻事犯検挙者数の推移



直近5年間で10代・20代の若者が全体の半分以上
(R5では4人に3人)を占めている。



(出典: 埼玉県警(薬務課で一部加工))

埼玉県の現状



- 県内の薬物事犯は500人前後で推移。
- 覚醒剤事犯の検挙者数が最も多いが、減少傾向。

R5全国 統計開始後、初めて大麻事犯が覚醒剤事犯を上回った。

- 大麻事犯の検挙者は増加傾向で、令和5年中は過去最多。 **R5全国 過去最多**
- 大麻事犯は若年層の割合が高い。

(令和5年には、4人に3人(75.9%)が30歳未満)

R5全国 30歳未満の割合 72.9%

懸念される事項



■ 大麻を中心とした薬物乱用の若年層への広がり

【原因1】インターネット・SNS上の誤った情報

「大麻は害が無い。」等といった誤った情報を鵜呑みに

【原因2】諸外国における嗜好用・医療用大麻の合法化

「海外では合法。日本は遅れている。」等といった大麻乱用の正当化

少年による最近の薬物事犯例(全国)



発覚年月	概要
平成30年 10月	生徒の様子がおかしいと学校より連絡。 生徒が大麻を持っていた ため、大麻取締法違反(所持)で 男子中学生 を現行犯逮捕。
令和2年 7月	海外のサイトで大麻の種を購入し、自宅アパートの共用部で 大麻草を栽培 したことにより、 高校生 1人を大麻取締法違反(栽培)で逮捕。
令和4年 2月	17歳の少年 が 大麻を密売しようとしたところ 、 客を装った16~19歳の男5人に暴行拉致 (強盗致傷・営利略取)され、 財布やスマホを奪われ重傷を負った 。
令和4年 9月	17歳の少年2人が 、 大麻の密売人から大麻を奪おうとして反撃され 、 腹や背中をナイフで刺された 。(少年2人は強盗致傷、密売人は殺人未遂)
令和4年 10月	埼玉県のアパートの1室で大麻を売る目的で所持 したとして、17~19歳の 高校生や無職少年ら6人 を逮捕。
令和6年 8月	大麻を販売目的で所持 していたとして、 中学生2人 を逮捕。 通っていた中学校で覚醒剤と大麻を隠し場所 としていた。 また、 この少年2人にこれらの薬物を譲り渡した として、 高校生1人 を逮捕。



埼玉県における 薬物乱用対策



埼玉県薬物乱用対策推進計画

第1次計画(平成27~29年度)

第2次計画(平成30~2年度)

第3次計画(令和3~5年度)

第4次計画(現行)より、第8次埼玉県地域保健医療計画に統合
(令和6~11年度)

薬物乱用対策の3つの柱と推進体制





主な取り組み

(1) 予防啓発に関すること

- 薬物乱用防止指導員の委嘱、活動支援等
- 街頭キャンペーン等による地域社会への薬物乱用防止の啓発
- 小・中・高等学校及び特別支援学校等における薬物乱用防止教室教育の実施及び講師派遣(県職員、薬物乱用防止指導員)

(2) 取締指導に関すること

- 正規流通麻薬等の取扱施設に対する監視指導(適正流通管理指導)
- 違法薬物のインターネット販売サイトの監視
- 知事指定薬物の指定による危険ドラッグ規制の強化

(3) 回復支援に関すること

- 薬物相談窓口の設置(保健所、精神保健福祉センターほか)
- 依存症治療体制の支援

学校薬剤師の皆様へ（お願い）



- 大麻を中心とした薬物乱用の広がりが懸念されています。
- 加えて、いわゆる「大麻グミ」などの危険ドラッグや、市販薬のオーバードーズなども社会問題となっており、乱用薬物が多様化しています。
- このような状況から、地域社会における薬物乱用防止の啓発活動をより一層展開、充実させていく必要があります。
- つきましては、今後とも各学校において薬物乱用防止教室を開催するよう、担当の学校に働きかけるとともに、その内容の充実を学校に助言してください。
- なお、薬物乱用防止教室の講師を務める場合には、事前に学校の健康教育・生徒指導の取組状況や、希望する講義内容を確認しておくなど、十分打ち合わせを行っていただくようお願いいたします。

学校薬剤師の皆様へ（御留意ください）



- 必要以上に恐怖を与える指導を行わないこと。
- 児童生徒本人を傷つける可能性のある発言や、児童生徒の家族を非難することに繋がるような表現はしないこと。
- 相談先についても周知すること。

DVDの貸し出しについて



- 薬務課で保管しているDVDについて、ホームページに掲載しています。
- 貸出にあたっては、事前に電話で予約をお願いします。
- 貸出の時には、借用願に記載してください。
- 新しいDVDであれば、各保健所に在庫がある場合もあります。
- 他の方も使うものですので、大切に取り扱いってください。





担当：埼玉県保健医療部薬務課
薬物対策・献血担当



TEL 048-830-3633

FAX 048-830-4806

【薬務課ホームページ】

■ 薬物乱用防止啓発サイト

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/kenko/yakubutsu/index.html>